

具体的ケースから見る ベトナム進出・展開における法務のポイント

—ベトナム法の実情を豊富なケースと共に解説—

●日 時● 2016年 3月 28日(月) 13:30~16:30

●会 場● 東京・麹町『厚生会館』 TEL:03-3264-1241

●講 師● TMI 総合法律事務所 弁護士 小幡 葉子 氏

【経歴】1960年生 1979年 3月 金沢大学教育学部附属高等学校卒業
1985年 3月 東京大学法学部第一類卒業 1990年 4月 最高裁判所司法研修所入所
1992年 4月 東京弁護士会登録 雨宮眞也法律事務所勤務
2006年 7月 東京地方裁判所民事調停委員
2007年 4月 法務省東京法務局訟務部 部付
2009年 5月 JICA(国際協力機構)ベトナム法・司法制度 改革支援プロジェクト長期専門家として ベトナム社会主義共和国ハノイ市へ派遣
2011年 4月 白鷗大学法科大学院教授 TMI 総合法律事務所勤務
2013年 4月 TMI 総合法律事務所ハノイオフィス駐在(～現在)

【著書・執筆】「債権回収に関するアジア各国の法制度」(共著)金融法務事情 2014年 02月 10日号、
「アジア諸国における商号の保護(その3)」(共著)知財管理 2014年 07月号、「ベトナムの不動産鑑定—法制度および実情—」(共著)季刊不動産研究 2014年 秋号、「2014年ベトナム住宅法・不動産事業法改正—外国人・外資企業の権利の拡張—」(共著)季刊不動産研究 2015年 秋号、
「ベトナム最新法務事情」(週1回連載)時事速報ベトナム

◆開催にあたって

これからの世界経済の牽引役として、世界から注目を集めている東南アジア地域。2015年度末のアジア共同体 AEC の発足も相まって、巨大な人口を擁するこの地域の動向を見極めることは企業にとって重要な課題となります。一方で、ベトナムにおける多様な法・司法制度について誤った認識でビジネス展開を行えば、想定外のリーガルリスクに直面する可能性があり、定期的に最新動向を確認することはリスクマネジメントにおいて不可欠です。

そこで本講座では、ハノイ事務所に常駐しベトナム法を専門とする講師をお招きいたしました。ベトナムにおける新法設立等の動向を確認し、ベトナムにおける企業買収、ビジネス展開において留意すべき点、さらには日本企業にとって問題になるベトナム法・司法の現状について事例と共に解説します。また各セクションごとに質疑応答の時間を設け、参加者の疑問にその場でお答えします。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税・資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。
〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕
- お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：福田 E-mail: fukuda@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からもお申込みいただけます。

151908-0103(※)		2016.3.28	
申込書 具体的ケースから見るベトナム進出・展開における法務のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL	FAX		
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

具体的ケースから見る ベトナム進出・展開における法務のポイント

●プログラム●

13 : 30

I. ベトナム現法の新規設立

- (1) ベトナム投資法とはどのような法律か
 - ・投資ライセンス取得に時間がかかる/かからない理由
- (2) 外資に対する規制—WTOコミットメントと国内法令
 - ケース：新規事業に適用される法令が制定されていない、ほか
- (3) 進出形態の選択—駐在員事務所と現地法人、有限会社と株式会社
 - ケース：駐在員事務所が現地法人のビジネスをサポートしている、ほか
- (4) 企業設立の行政手続き—投資登録証明書と企業登録証明書
 - ・投資のフィービリティが審査されることの意味

II. ベトナム企業の買収

- (1) 新規設立との法務面での違いは何か
 - ・ベトナムにおける法務デューデリジェンスとは
- (2) 企業買収の行政手続き—企業買収登録
 - ・新投資法・企業法でどの程度手続きは簡略化されたか

休憩

III. ベトナムでのビジネス展開と法務

- (1) 事業拡張の認可
 - ケース：製造で進出したが、国内マーケット向け販売も行いたい、ほか
- (2) 雇用と労務に関する諸問題
 - ケース：業績不振の現法ベトナム人社長を退任させる、ほか
- (3) 外資企業が取得・利用できる不動産
 - ケース：工場の空きスペースをレンタル工場として賃貸できるか、ほか
- (4) 債権回収の実情
 - ケース：売掛金担保のため不動産に抵当設定したい、ほか
- (5) 模倣品対策
 - ケース：自社製品のデッドコピーを発見した、ほか
- (6) 外国為替と海外ローン
 - ケース：短期ローンの期間を延長する、ほか
- (7) 汚職防止に向けたコンプライアンス体制の構築と維持
 - ケース：現法の内部規則に贈答・接待の上限額を規定することの功罪とは、ほか

IV. ベトナムの法・司法制度の現状

- (1) 国会・政府・象徴による法令の制定・施行状況
 - ・2015年の主要立法
 - 結局何が変わったのか
 - ・ベトナム法令の「解釈」はどのように行われるか
 - 所轄当局の行政解釈を知る方法とは
- (2) 司法制度の現状
 - ・ベトナム裁判所における訴訟
 - 外資企業が当事者となる民事訴訟の実情とは
 - ・ベトナム国内仲裁と外国仲裁
 - ベトナム国内仲裁を推奨する場合としない場合

16 : 30

※講師とご同業の方は受講をお受けしかねる場合がございます。予めご了承ください。